

日吉津村自治基本条例推進委員会（第3回）議事録配布用

日時：平成22年1月29日（金）

午後7時30分～9時40分

場所：役場第3会議室

出席者 長谷川委員、松本委員、福谷委員、立脇委員、井藤委員、田中委員、
松岡委員、山路委員、河中委員

欠席 川原委員、真砂委員、山崎委員

事務局 高田課長、門脇主事

資料

資料1 自治基本条例に基づき担当課内で何が工夫されたか

資料2 自治基本条例子ども向けパンフレット（案）

資料3 自治基本条例推進委員会の流れ（案）

事前配布資料 住民投票条例（他市町との比較資料）

開会

会長あいさつ

- ・12月は議会の議案質疑を見学させてもらった。議長さんと話したら、今後皆さんにどんどん見てもらいたいということだった。今後も機会があれば、皆さんに傍聴していただき、議決の場面でどうなっているかを確かめていきたい。
- ・今回は発言が多かったという話も聞く。

議会傍聴をされた感想

（会長）

- ・議案質疑は平日の昼間の時間。議会が休日、または平日の夜に開かれれば見やすくなるということもあると思うが…。感想をいただきたい。

（副会長）

- ・初めて見させていただいた。ぱっと入って全体の流れをあまり把握せずにいたが、知識があればもうちょっと入っていったんじゃないかと思った。
- ・出来れば平日の昼間でなく、聞きやすい時間帯（夜など）であれば皆さん聞きやすいのではと思った。

（委員）

- ・初めて傍聴させていただいたが、議員さん自体もしっかり勉強して議会に

出られないといけないのではないかと思った。何を聞かれているのかわかっていない場面も見受けられた。

(委員)

- ・以前も傍聴したことがあるが、質問する側も要点を押さえて質問されないといけない。

(会長)

- ・一般質問と違って、あらかじめ予告されないので、議案質疑は何を聞かれるかわからない。受けるほうもわかってないとすぐに答弁できない。
- ・積極的に(議会傍聴に)出て行きたいと思っている。

協議事項等

(1) 職員プロジェクトで出た意見について

説明 自治基本条例に基づき担当課内で何が工夫されたか

資料 1

(会長)

- ・県の予算編成では大きな柱を挙げている。「この方向に向かいたいので本の柱を立てる。これについて予算を編成していきたい。」という大きな筋書きがある。日吉津はどうなのか。

(事務局)

- ・基本的に施政方針がある。当初予算に関しては重点になるものは各課の主要事業施策ということで提出している。それは議員のほうにも出ていく。その説明書の変りになるものが、この事業概要書。今までは各担当課で重要なものを作って提出ということだったが、この22年度予算から、事業概要書を作って予算と連動させている。「こういう計画で、こういう必要性があって、こういう予算です。」というもの。これを元にヒアリングを行っている。
- ・予算の公開を行政懇談会の資料にはうたっている。早ければ23年度の予算をホームページ等で公開し、情報提供していく。ただ総務課財政関係とはまだ詳しい詰めをしていない。大きなものなので、提言の中に盛り込まれるのでは、という予測をしている。

(会長)

- ・これが一番大きな柱になってくる。
- ・(以前にも話しが出たが、)実施計画に数字がない。目標が達成できたかどうか、数字で示されていないので村民には分かりにくい。中身について担当レベルでの工夫が必要ではないかと思う。

(事務局)

- ・第5次総合計画があと1年。3月頃までには、各担当が21年度の実績と22年度の計画という形で予算を反映したものを入れていく。各担当に注

意を促し、出来るだけ数字を入れるようにする。

- ・来年度は第6次総合計画を作る1年になる。この会の皆さんにも3月～6月くらいの村民フォーラムなどにも一緒に参加していただいて、総合計画の方にも自治基本条例に基づいて意見をいただけたらと思う。

(委員)

- ・主要事業の予算の説明に関して、仕事の内容や年間の計画が村の皆さんにはどの段階で出るか。

(事務局)

- ・現在は出ていない。それを出せるようになるのは早くても23年度の予算になる。

(委員)

- ・議会にはどの段階で出るか。

(事務局)

- ・2月末くらいになる。主要施策の予算とその説明書ということで議会に出る。
- ・説明については、各担当課が、議員がいるところで質問を受けて説明する。

(委員)

- ・他市町の場合もやり方は一緒か。

(会長)

- ・殆ど一緒。

(事務局)

- ・議員さんも、どういう事業をしているか中身が分からないので、議案質疑などでの的はずれたことを聞かれる場合もある。なかなか難しい。

(会長)

- ・議員さんでも分かりにくい。住民レベルで出すのであれば、やはり前段で「大事な施策は何か、そのためにはどうしたいのか」を前面に出しておかないと、どうやって突っ込んでいいのか分からない。

(事務局)

- ・自治基本条例推進委員会という事業で「会は何回開く、3,000円の報酬を何人分」という予算は出るが、実際の内容は(報酬に対して)もっと重いもの。お金はかかっていないが皆さんの意見を反映していかなければいけない。お金と比例していない部分がある。逆に工事には「何億かかります」という予算が付く。
- ・次の研修会ではこのような主要事業に関する説明をしていきたい。

(委員)

- ・事業概要書は、今度の予算では各課が作っているのか

(事務局)

- ・各課が作ってそれを基にヒアリングをしている。

(委員)

- ・それをホームページに載せるのか。

(事務局)

- ・22年度は載せない。載せようと思えば載せられるかもしれないが、膨大な量なので…。県の場合は人件費コストまで入れているが、それを入れると相当時間をかけてしないとイケない。載せるには、まだ時間をかけてしなければいけない。

(委員)

- ・紙では見ることが出来るのか。公表はしていないか。

(事務局)

- ・公表していない。内部資料。

(委員)

- ・事業概要の中でも没になるものもでてくるか。

(事務局)

- ・ある。削られる場合もある。

(委員)

- ・議会でも削られるか。

(事務局)

- ・必要性があって提案するので、議会で「削れ」ということはないが、「本当に必要性があるか」という質問はある。

(会長)

- ・他市の場合は「削れ」はまずない。ただ委員会で事前に追求はある。

(委員)

- ・それには報道は入ってくるのか。

(会長)

- ・公開なので報道も入る。他市の場合も狭いので傍聴は10名程度に抑えている。全員協議会についてはあまり公開しない。

(事務局)

- ・日吉津村議会は原則、委員会なども公開になっているはず。
- ・20億の予算を19億にまでしなければいけない。特に新しいものは簡単には通らないし、前からあるものもできるだけ縮小という方向。

(会長)

- ・田中康夫氏が知事になったときに、野党のほうが多くて否決されて次の議会まで待たされたということがあった。与党と野党が逆転したときに出てくることがある。
- ・否決されるとそのまま出せない。形を変えるか中身を変えていかないとだめ。

(2) 日吉津村住民投票条例(案)について

(会長)

- ・今日の本題について。(案)と書いてあるが、素案の段階。あくまでも委員会の中での議論の範疇だと思ってもらいたい。内部資料。

(事務局)

説明 日吉津村住民投票条例(案)

(会長)

- ・素案の段階なので自由に意見を言っていただきたい。例えば、投票率が過半数にならないときは開票しないとある場合「なぜ開票しないのか」などでもいい。「住民投票条例ではそれでもいいかもしれないが、物によっては開票して村民の意見がどれくらいあったか知るのには必要ではないか」など感覚的な意見でも良いかとおもう。

(委員)

- ・住民投票条例というのは、手続き的な性格を持った条例か。他のところでも住民投票条例はできているか。このように手続きを書いたものか。

(事務局)

- ・はい。住民投票条例が出来た後に、規則を作らないといけない。

(委員)

- ・他町を見ると、公開討論会というところまで書いてある。第11条2項。住民投票が行われると想定されるような大きなことというのは、合併以外にどういうことが考えられるか。

(事務局)

- ・例えば産廃の施設、基地が来る、環境問題など。

(委員)

- ・大きなことの判断を村民がしないといけないというのは大変だと思う。そのためには公開討論も一つだと思うが、しっかりした情報を提供してもらい、情報の共有でメリット・デメリットをみんなが納得した上で判断し投票をしないといけない。

(事務局)

- ・合併のときも住民投票の結果で決まるというわけではなかった。住民投票の結果を尊重するという。前回の住民投票のときは結果的に投票結果と一致したが、あくまで「尊重する」ということだった。

(委員)

- ・前回のときもそれが一番問題になっていた。結局村長は自分の意見をみんなに発表しなかった。
- ・住民投票は決定機関ではない。あくまでもみんなの意見を聞くだけの話。決定機関は議会。参考にはするけれどそれが全てではない。

(事務局)

- ・自治基本条例でも「村民、議会及び村長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。」としかしていない。

(委員)

- ・そういう表現ではないところはないか。

(事務局)

- ・自分が見た限りではない。

(委員)

- ・前は、「尊重するが、(自分の意見としては)」という村長の意見や、議員の意見がなかった。そのことが一番問題。

(委員)

- ・メリット、デメリットに関してはちゃんと情報提供をしてもらって、ということも条文にうたっておく必要があるのではないか。
- ・そろそろ住民投票になりそうだというのは予想が出来ると思う。その段階でしっかり情報提供をする必要がある。

(事務局)

- ・必要かと思う。

(委員)

- ・(案)の第18条だけでいいかどうか、という問題。

(事務局)

- ・他のものも見て検討したいが、住民投票条例自体そんなに沢山できているわけではない上、住民投票条例は個別で作っているところが多い。常設というのはそんなに多くない。

(委員)

- ・18歳というのは何かあるのか。

(事務局)

- ・自治基本条例で18歳以上としている。他では16歳というところもあったが、合併のときも18歳でしているし、自治基本条例を作るときに検討して成人ではなく、18歳ということにした。

(委員)

- ・すんなり行けばいいが、例えば、村内の一部でボイコットが起こったときに、どういう風に影響するか。

(事務局)

- ・悪いほうに考えると、開票させないように反対派などで(ボイコットがあるかもしれない。そうすると開票しなくていいので成立しない。ということもありうる。

(委員)

- ・そういう非正規な事態が起こったときにどう対応できるか、どう対応すべ

きか、ということもある。

(事務局)

- ・基本的に「尊重する」となっているが、例えば投票率が10%くらいで、それを尊重できるか、というところでもあるとおもう。

(委員)

- ・そんな非正常なことは起こったときに考えるということでもいいのかもしれないが、(考えておくことは)必要だと思う。

(事務局)

- ・他町には記述がある。住民投票を悪用されないようにということだと思う。
- ・1,000人の投票があつて600が白紙で400が有効だった場合なら決しない、ということ。投票には行くが、拒否というような場合のこと。

(会長)

- ・基本は住民参画。それで決するのではなく、皆さんに参画する意識を持ってもらうことが大事。

(委員)

- ・逆に言うと村民の関心度が低いことに関しては、住民投票をしてもしなくてもいいということになる。

(事務局)

- ・そんなに住民投票があるとは思えないが、今後合併のことなどは、また出てくると思う。

(会長)

- ・道州制の問題もある。
- ・情報の共有ということ言えば、先ほど言われたように、公聴会などは明確にしておいたほうがいいかもしれない。ここにも入っていると思うが。

(委員)

- ・「適当な方法」というのが入っている。

(事務局)

- ・他町のように「公開討論会その他」と一つ例が挙げてあるので、そういう書き方のほうがいいのか。

(会長)

- ・従来「その他適切な方法により」というような書き方。

(事務局)

- ・リコールなどの法令に基づくものは、これとは別。
- ・そういうことがうたっているのが第2条。

(会長)

- ・鳥取県の場合は北栄町が一番目で鳥取が二番目か。

(事務局)

- ・鳥取の場合は「その都度作る」と書いてあつて常設型ではない。個別条例。

- ・常設ということが、自分がいつでも参加できるということなので、自治基本条例でそのようにうたっているところが増えている。

(会長)

- ・ご意見があったら事務局のほうに言っていただくということでよいか。

(3) 自治基本条例子ども向けパンフレット(案)について

(事務局)

説明 資料 2

(委員)

- ・具体的な例をずいぶん入れてあって、分かりやすいのではないかと。言葉自体は、「基準」という言葉を何年生で習うかわからないが、これを易しく言い換える言葉があるかと考えてみるが...

(委員)

- ・パートナーとかルールとかシステムというような言葉が分かるか。

(委員)

- ・「意思決定機関」というもの難しいのでは。

(事務局)

- ・パートナーは「友だち」とかいったほうが分かるかも。
- ・プロジェクトでも学校の先生にも聞いたらいいいのではという意見もあった。

(会長)

- ・学校の先生に見てもらうのはいい方法だと思う。いろいろな言い換えがあると思う。
- ・「参加」「参画」両方使っているが、両方使っているかというのが疑問。説明はしてあるが、そこまで「参画」のことを明確に小学生に教える必要があるか。その辺りは先生に聞いてもらったほうがいい。

(委員)

- ・これは自治基本条例について子どもに説明してあげる資料なのか、それとも自治基本条例を前提として、「みんなもこうしてくれよ」というのが主になるのか。

(事務局)

- ・これ自体は自治基本条例の条文を一つ一つ説明していくものではなく、日吉津村に自治基本条例ができて、それは皆さんの生活とこんなところでつながっていると、気付いてもらうパンフレットとして案を作っている。

(委員)

- ・では思い切って難しい言葉を使わず「こうして欲しい」というほうがいいかと思う。

(事務局)

- ・大人が見て、理解してもらいたいというのものもある。

(委員)

- ・うちには5年生がいるがこの「パートナー」「ルール」「システム」という言葉は分かる。パソコンをしているのでよく知っている。
- ・ただ子どもはこれを読むと「じゃあ、自分たちは盆踊りに出て運動会に出ればいいのか」という風にしかならないと思う。大人には分かりやすいが。
- ・自分が子どもに「村長さんって何」と聞かれたときに「この答え方が出来るかな」というと「学校で言うと校長先生だよ」「お家で言うとお父さんだよ」というような言い方。これなら子どもには分かりやすいのでは。

(事務局)

- ・校長先生という言い方のほうが分かるかもしれない。

(委員)

- ・写真をいろいろ入れる。水辺の楽校の活動写真や学校の庁舎の写真を入れてもらおうと、目で訴えるといいのでは。見て分かりやすい。

(会長)

- ・最後に「日吉津はあなたたちが主役だよ」「未来はあなたたちの肩にかかっているよ」ということを強調して欲しい。

(事務局)

- ・小学校の体育館を作るときに子どもの意見を使うというのが、こういうことになるとか、ソフト面でカルチャー少年塾でいろんなことをしているのも、村づくりにつながるとか。身近にやっていることで「なるほどな」と思ってもらえれば。運動会と盆踊りだけでは...

(会長)

- ・条文の説明より、今のやり方のほうがわかりやすい。

(委員)

- ・いろんなところに「なぜ なのか」「なんで なのか」ということを入れておいて、納得させることを入れていかないといけない。
- ・作った時点で質問してもらうのもいいのでは。

(委員)

- ・週刊子どもニュースは難しい問題を分かりやすく説明している。よっぽど知らない子どもに説明するのは大変。

(会長)

- ・いろんな意見を頂戴したので、もうちょっとまとめてください。
- ・事前におくってもらって子どもさんに見てもらおうとか。

(委員)

- ・「参画」「協働」についても「こういう内容がこういうんだよ」と出してあげればいいのか。具体的に言えば分かるのではないか。「計画の段階から参加して実施までやっていくこと」を言う。

(事務局)

- ・学習発表会で何をするか決めるのは参画、出演するだけなら協働。
- ・クリスマス会なども参画。

(委員)

- ・村子連なども参画。

(委員)

- ・参加だけではなく、参画させないとやりがいなどは出てこない。自分も日吉津の村民の一人だということを自覚させるようにする。昔の子どもは家でも手伝いをしなければいけなかったから、自分は家族の一員で家族のためになっていることが自然に身についている。今はそれがなくて余計難しい。

(委員)

- ・意味も分からなければいけないが、そこで「自分も参画しなければいけない」というところを強調し、本人たちが意識になるようにするのがいいのでは。
- ・メインのところをそこに持って来ておくのがいいのでは。

(委員)

- ・自分たちも日吉津村をよくしていけないといけないという気持ちになるようなものを。

(委員)

- ・「自分たちの意見も取り上げてもらえるんだ」という雰囲気をかもし出す。

(事務局)

- ・条例はどうしてもかたい。

(委員)

- ・「お父さんに自治基本条例について聞いてみましょう」とか。

(3) その他

説明 自治基本条例推進委員会の流れ(案)について

(事務局)

- ・任期直前の提言は第37条3項のところの提言。

(会長)

- ・その前の2項に「意見書を出すことができる」というのはどういうときか。

(事務局)

- ・これは条例の軽微な変更について。小さな間違いなど。

(会長)

- ・提言に関して「一年経ったときにどうか」という話が出たが。

(委員)

- ・一年経過時点で提言するという狙いは何か。

(会長)

- ・早くなるということ。23年度の予算公開の話が出ていたが、これは住民参画の根幹の部分になる。途中で提言するならその部分を言うのがいいのかとは思ふ。

(委員)

- ・賛成です。

(会長)

- ・それがあつたほうが行政側としても動きやすいと思う。行政は今までの流れからすると、オープンにするのは抵抗のある部分。それを推進委員会が「オープンにしてください」と言ったほうが担当課としてはやりやすいし、方向付けが早くできる気がする。

(事務局)

- ・本当なら提言されなくてもしなくてはいけないことだが、提言されると「確実にしなければいけないという危機感」がある。
- ・担当課なので、その辺を頑張つて周りに影響をいかなければいけないと思っている。プロジェクトでもそういう話をすると危機感を持つ。

(会長)

- ・もう一つは議会に対する刺激だと思う。

(事務局)

- ・議会報告会を22年度からするといううわさがある。

(委員)

- ・推進委員会の存在意義も明らかにしておかなければいけない。

(事務局)

- ・行政が頑張ることによって議会にもプレッシャーは与えていかなければいけない。

(委員)

- ・議会傍聴するだけでもプレッシャーになる。ある程度の存在意義があるのではないか。

(事務局)

- ・ただ議案質疑はテレビに映らないので、皆さんがこうやって議会傍聴にこられているのが、一般の人に伝わらない。ホームページなどにも載せているが、それを興味を持って見ていただけているかというのは、まだ分からない。
- ・全員じゃなくても、出ていただくことで刺激になる。

(委員)

- ・自分たちは議会傍聴をするということになって、(一般質問を)3チャンネルで見て行ったが、話をされている中で「こういう言い方は少しおかしいのではないか」という部分があつた。相手も緊張されることだが、自分たちも勉強していかないといけない気持ちになる。

(会長)

- ・次回についてだが。

(事務局)

- ・子ども向けパンフレットを進めていかなければいけないことと、研修会で重要な事業を勉強していただきたい。
- ・研修会は2月10日～20日くらいの間で。
- ・提言は中間提言ということで一年の提言を6月くらいにいただけたら。

(会長)

- ・研修会の日程調整は事務局側でしていただいて、内容は重要施策について。

(事務局)

- ・水曜、木曜以外で研修会、推進委員会を設定。
- ・村民フォーラムの委員さんを30名募集することになっているので、出来たらそういうものにも参加していただけたらと思う。期間的には3月～6月くらいの4ヶ月間、計8回程度。出来るだけいろいろな方にも出ていただきたいと考えているので、お知り合いの方に声をかけてもらえたら。

閉会

(副会長)

- ・難しいこともあるが、基本は住民の参画だということに納得した。頑張っていきましょう。